

産業厚生常任委員会資料

平成26年12月3日

福祉部社会福祉課

目 次

1 第2次地域福祉計画（経過報告）

第2次加東市地域福祉計画策定の進捗状況について……………P 1～3

第2次加東市地域福祉計画の施策体系図……………P 4

2 第4期障害福祉計画（経過報告）

加東市第4期障害福祉計画策定の進捗状況について……………P 5～6

国の第4期障害福祉計画に係る基本指針に対する考え方 ……P 7～8

加東市第4期障害福祉計画（骨子案）……………別紙1

第2次加東市地域福祉計画策定の進捗状況について

1 計画策定の必要性

平成15年4月に施行された社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」により、地域の実情を踏まえ、加東市が主体性をもって策定しています。

当市では、平成22年3月に第1次地域福祉計画を策定し、平成22年度から5年間、当該計画に基づき福祉行政を進めてきましたが、本年度、最終年度を迎えます。今回、次期5年間の第2次地域福祉計画（平成27年度～平成31年度）を策定いたします。

2 地域福祉計画と地域福祉推進計画の関係

地域福祉計画は、前述のとおり加東市が策定することとなりますが、同じ地域福祉の推進を図る団体として社会福祉協議会（以下「社協」という）があります。

社協は、社会福祉法第109条で「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定する社会福祉法人で、当市にも設置されており、地域福祉推進計画を策定しています。

地域福祉計画と地域福祉推進計画は、ともに地域福祉の推進を目指しており、市と社協が連携し、協働して地域課題の解決に取り組む必要があることから、両計画の策定に当たっては、理念と基本目標を共有し、相互に連携するため、一つの策定委員会で進めています。

3 これまでの経緯

日時	委員会名称等	主な内容
平成26年1月～3月		アンケート実施
平成26年8月28日	第1回策定委員会	・講演「これからの地域福祉について」 ・第1次の両計画の評価と課題について
平成26年10月1日	第2回策定委員会	・両計画の共通課題について ・アンケート結果について ・今後の地域福祉に必要なことなどについて意見交換（グループ討議）

4 今後のスケジュール

日時	委員会名称等	主な内容
平成 26 年 11 月 27 日	第 3 回策定委員会	・第 2 次加東市地域福祉計画（素案）及び第 2 次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画（素案）について
平成 26 年 12 月～1 月		パブリックコメント実施
平成 27 年 1 月 22 日	第 4 回策定委員会	・第 2 次加東市地域福祉計画及び第 2 次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画の最終案について

5 時代をとりまく社会福祉制度改革

（1）生活困窮者対策

近年の社会構造変化により、単身世帯の増加(30%以上)、非正規化(労働者の約 36.7%)、血縁・地縁・社縁の互助機能の低下などが、身の回りで実感する変化としてあります。

そして、これらを起因とし制度の谷間問題、複合多問題、支援の糸口が見つからない問題等、様々な問題が発生しています。

これらの問題に対応すべく、平成 27 年 4 月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、単なる経済的困窮者だけでなく、社会的に孤立している人すべてを対象とする、相談体制を構築し、相談（入口）から自立（出口）への支援に取り組まなければなりません。

（2）介護保険制度の改正

介護保険制度の改正により、要支援 1・2 の訪問介護・通所介護のサービス等は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行となります。

これらのことから、市は既存の介護事業所に加え、NPO や住民、ボランティア等の多様な主体によるサービスの提供を目指した計画の策定を進めています。

6 基本理念と目標

（1）基本理念

『地域がつむぐ加東の“わ”～生きがい、安心、支えあい～』

すでに創り上げられ、形づくられた地域の“わ”で支えあうのではなく、地域それぞれの実情に応じたオリジナルなスタイルで、あらゆる世代と協働し、共に手を取り合い、

支えあいながら地域の“わ”をつくりあげ、そこで地域 みんなが年齢、性別、障害の有無、国籍などにとらわれることなく、住民一人ひとりが尊厳を重んじながら、生きがいを見つけ、安心して暮らす地域社会の創造を目指します。

(2) 5つの目標

① みんなが安心して暮らせるまちづくり

地域の中で、誰もが安心して暮らしていけるよう、地域が一体となって、互いに見守り支えあう地域づくりを進めます。また、災害時などには支援が必要な人などを見逃すことのないよう、日頃から災害時に備えた自主防災の必要性にふれ、機能強化を図ります。

② みんなが笑顔になるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが孤立せずに、元気と笑顔があふれる場づくりに努めます。

③ みんなが生きいきできるまちづくり

多様な労働や活躍のできる場の確保により、誰もが自立と生きがいを感じながら生活できるよう支援に努めます。

④ みんなが暮らしやすいまちづくり

生活する中で、当たり前のことが、当たり前にできないことを、地域の助け合いと支えあいで支援していく体制づくりをすすめます。また、みんなが暮らしやすいまちづくりに努めます。

⑤ みんなが支えあうまちづくり

さまざまな悩みを抱えている方に寄り添い、一緒に考え、そして、誰ひとり置き去りにしないまちづくりに努めます。

7 施策について

別紙体系図（案）

加東市地域福祉計画・地域福祉推進計画の施策体系図

市・社会福祉協議会

市

社会福祉協議会

● 地域福祉計画・地域福祉推進計画の共通部分
【基本理念・基本目標・基本施策】

地域福祉計画
【市が中心となる取組み】

地域福祉推進計画
【社会福祉協議会が中心となる取組み】

基本理念

地域がつむぐ加東の“わ”く生きがい、安心、支えあい

基本目標1

みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本施策1 地域の見守り活動の充実

- 1 声かけ・あいさつ運動の推進
- 2 見守り体制の充実

- 1 小地域ネットワーク活動の推進
- 2 福祉委員制度の検討
- 3 見守り系のボランティアの養成

基本施策2 災害に備えたまちづくり

- 1 防災活動の強化
- 2 災害時要援護者等の支援
- 3 緊急時での個人情報の取扱いについて検討

- 1 平時からの隣近所のつながり強化
- 2 災害ボランティアの養成
- 3 災害時救援マニュアルの整備

基本目標2

みんなが笑顔になるまちづくり

基本施策1 だれもが安心できる居場所づくり

- 1 誰もが行きたくなる場づくり

- 1 サロン活動の推進
- 2 セルフヘルプグループ(当事者組織)の育成
- 3 福祉センターの有効活用

基本施策2 地域が支える福祉活動

- 1 地域での包括的な支援体制の構築
- 2 サービス提供の場の確保及び人材育成

- 1 (仮称)高齢者のつどいの開催
- 2 支援ボランティアの養成
- 3 介護サービス事業所等との協働体制づくり

基本目標3

みんなが生きいきできるまちづくり

基本施策1 自立を支えるしごとの場づくり

- 1 多様な労働や活躍できる場の開発
- 2 関係機関との連携による社会参加支援

- 1 介護ファミリーサポート事業の推進
- 2 障害者作業所等との協働体制づくり
- 3 障害者等への理解促進

基本施策2 人材育成の推進

- 1 地域福祉資源を開発・推進するための人づくり
- 2 新たな仕組みの調査・研究

- 1 ボランティア養成講座の開催
- 2 ボランティア交流・学習会の実施
- 3 団塊世代の社会参加の促進
- 4 福祉学習の推進

基本目標4

みんなが暮らしやすいまちづくり

基本施策1 日常生活手段の充実

- 1 地域の助け合いでつながる移送手段の確保
- 2 生活支援の充実

- 1 支援が必要な人の移動手段の確保
- 2 有償福祉活動の推進

基本施策2 生活環境の整備

- 1 ユニバーサルデザインの推進

- 1 社会資源の開発と活用

基本目標5

みんなが支えあうまちづくり

基本施策1 総合的な相談支援体制の整備

- 1 生活困窮者などに関する相談支援体制の整備
- 2 相談支援拠点の充実(地域などの利用しやすい相談拠点)
- 3 各種制度、相談窓口に関する情報提供

- 1 身近な相談場所の確保

基本施策2 生活支援に向けた体制づくり

- 1 権利擁護に関する相談支援体制の整備
- 2 地域福祉コーディネーター機能の整備

- 1 権利擁護事業の推進
- 2 住民相互の支えあいの仕組みづくり
- 3 地域福祉人材(担い手)の育成
- 4 生活支援の仕組みづくり

加東市第4期障害福祉計画策定の進捗状況について

1. 計画策定の必要性

障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制及びその確保方策等を定めた義務計画です。

2. 計画の基本的な方向性

加東市総合計画の分野別計画のひとつである「加東市障害者基本計画」（以下、「基本計画」という。）を上位計画とし、基本計画の理念「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を実現するための具体的な実施計画として位置づけられています。

障害者総合支援法の基本理念並びに趣旨、これに基づき国が定める基本指針（別紙①）に則して、平成29年度における成果目標並びに障害福祉サービス見込量（活動指標）を新たに定め、障害者の地域移行と地域での安心な生活を保障するための障害福祉サービス等を計画的に充実するために策定します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加東市障害者基本計画					
加東市障害福祉計画（第3期）			加東市障害福祉計画（第4期）		

3. 計画策定に向けたこれまでの経過

日 程	内 容
平成26年 8月18日（月）	第1回障害者計画策定委員会 （協議内容） ・ 障害福祉計画の概要について ・ 今後のスケジュール

平成26年 10月29日（水）	第2回障害者計画策定委員会 （協議内容） ・第4期障害福祉計画骨子案について ・障害のある人の状況について ・第3期計画期間におけるサービス利用状況について ・地域生活または一般就労への移行の数値目標 ・障害福祉サービス見込みについて ・地域生活支援事業の見込みについて
--------------------	--

4. 策定にかかる今後のスケジュールについて

目 程	内 容（予 定）
平成26年 12月4日（木）	第3回障害者計画策定委員会 （協議内容） ・第4期障害福祉計画素案について
平成26年12月 ～平成27年1月	パブリックコメント実施
平成27年 1月28日（水）	第4回障害者計画策定委員会 （協議内容） ・パブリックコメント結果 ・第4期障害福祉計画最終案決定
平成27年3月	市議会上程

国の第4期障害福祉計画に係る基本指針に対する考え方

1 前回の国指針からの主な変更点

厚生労働省が平成26年5月15日に告示した第4期障害福祉計画に係る基本指針において、県・市町が定める数値目標・障害福祉サービスの見込量の考え方が示されました。前回からの主な変更点として、計画策定にあたり、成果指標・活動指標に基づく政策評価（PDCA：Plan-Do-Check-Action）を導入し、少なくとも年1回進捗状況に応じて目標の見直し・修正等を行うことが求められています。また、障害児支援体制の整備や計画相談の充実、研修の充実等が重点事項として基本指針に盛り込まれています。

2 計画に定めるべき事項等

区 分	事 項	内 容
定めるべきもの	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	施設入所者の地域生活への移行
		地域性支援拠点等の整備
		福祉施設の利用者の一般就労への移行
	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援	種類ごとの必要な見込量
	市町地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	実施する事業の内容
		各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量
		各年度の見込量確保のための方策
		その他実施に必要な事項
努めるべきもの	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援	各年度の見込量確保のための方策
	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関等との連携に関する事項	市町障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等
望ましいもの	市町障害福祉計画の基本理念等	市町障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等
	市町障害福祉計画の期間	市町障害福祉計画の期間
	市町障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町障害福祉計画の達成状況の点検及び評価する方法等

3 計画策定上の重要ポイント

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者権利条約（平成 18 年国連総会採択、平成 26 年批准）において、意思決定の尊重及び意思決定にあたり必要な支援が受けられる体制を構築することが国の責務とされ、こうした国際的潮流に基づき、障害者基本法・障害者総合支援法においても、障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に対する配慮が、共生社会の実現に不可欠な要件と明記されています。このことから、市の障害福祉計画にもキーワードとして設定します。

(2) 障害児支援体制の整備

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室から平成 26 年 5 月 30 日付事務連絡により、児童福祉担当部局に対し、

- ① 可能な限り障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、障害児支援の種別ごとの必要量を見込むこと。
- ② 障害福祉計画は市子ども・子育て支援事業計画及び県子ども・子育て支援事業支援計画と調和が保たれたものである必要があること。
- ③ 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があること。

が通知されていることから、市子ども・子育て支援事業計画と市の障害福祉計画との整合性を図ります。

(3) 相談支援・権利擁護の体制強化

障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等に規定されている権利擁護の推進のためには、相談支援体制の強化が必要です。また、平成 27 年 4 月以降は、支給決定に先立ちサービス等利用計画の作成が義務化されることに伴い、基幹相談支援センターの早期設置（小規模市町の共同設置を含む）を含めた計画相談の充実・体制整備が求められています。

権利擁護を推進するため、地域生活支援事業の必須事業である成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業の実施や平成 28 年度の障害者差別解消法の施行を見据えた関係機関との連携体制の構築や啓発体制の強化に関する方針を計画に盛り込みます。

(4) 就労支援の強化

精神障害者の雇用が平成 30 年度から義務化されることや、特別支援学校卒業生の就労継続支援 B 型利用にあたり平成 27 年度から就労移行支援事業所でのアセスメントが必須化されることを含め、福祉的就労から一般就労への移行を促進するための方策を計画に盛り込みます。また、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労支援施設等からの物品等調達方針や調達計画の策定、受注機会確保に向けた取組等についても計画に盛り込みます。

(5) 地域自立支援協議会等への意見聴取

障害福祉計画（案）について、加東市障害者支援地域協議会への意見聴取を行い、また、障害福祉計画の推進・評価についても、加東市障害者支援地域協議会において年 1 回以上実施することを計画に盛り込みます。（北播磨圏域 5 市 1 町共同設置の北播磨障害者（児）地域自立支援協議会は、圏域計画の推進・評価を行います。）

加東市第 4 期障害福祉計画

（骨子案）

平成 26 年 10 月 29 日

加東市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	1
(1) 計画の性格	1
(2) 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 障害のある人の状況	4
1 身体障害者（児）の状況	4
(1) 年齢別身体障害者手帳所持者数	4
(2) 身体障害者手帳所持者の等級別構成比	4
(3) 身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比	5
(4) 身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布	5
2 知的障害者（児）の状況	6
(1) 年齢別療育手帳所持者数	6
(2) 療育手帳所持者の障害程度別構成比	6
3 精神障害者の状況	7
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	7
(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比	7
第3章 第3期計画期間におけるサービスの利用状況	8
1 障害支援（程度）区分の認定及びサービス支給決定の状況	8
(1) 障害支援（程度）区分の認定状況	8
(2) サービス支給決定及び受給の状況	8
2 障害福祉サービス	9
(1) 訪問系サービス	9
(2) 日中活動系サービス	9
(3) 居住系サービス	10
(4) 相談支援	10
3 地域生活支援事業	11
(1) 必須事業	11
(2) 任意事業	12

第4章 地域生活または一般就労への移行の数値目標	13
1 施設入所利用者の地域生活への移行	13
(1) 第3期計画の成果目標の達成状況	13
(2) 第4期計画の成果目標の設定	13
2 福祉施設から一般就労への移行	14
(1) 第3期計画の成果目標の達成状況	14
①一般就労への移行	14
②就労移行支援利用者数の増加	14
③移行率の高い就労移行支援事業所の増加	14
(2) 第4期計画の成果目標の設定	15
①一般就労への移行	15
②就労移行支援利用者数の増加	15
③加東市における障害者の率先雇用	15
④加東市から福祉施設等への優先発注	15
⑤移行率の高い就労移行支援事業所の増加	15
3 地域生活支援拠点等の整備【新規】	16
第5章 障害福祉サービスの見込み	17
1 訪問系サービス	17
(1) 訪問系サービスの見込み	17
①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	17
2 日中活動系サービス	18
(1) 日中活動系サービスの見込み	18
①生活介護	18
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	19
③就労移行支援	20
④就労継続支援（A型・B型）	20
⑤療養介護	21
⑥短期入所	22
3 障害児支援サービス	23
(1) 障害児支援サービスの見込み	23
4 居住系サービス	24
(1) 居住系サービスの見込み	24
①共同生活援助	24
②施設入所支援	25

5	相談支援	26
	(1) 相談支援の見込み	26
	①相談支援	26
第6章	地域生活支援事業の見込み	27
1	必須事業	27
	(1) 理解促進研修・啓発事業	27
	(2) 自発的活動支援事業	27
	(3) 相談支援事業（障害者（児）相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業（居住サポート事業））	28
	(4) 成年後見制度	28
	①成年後見制度利用支援事業	28
	②成年後見制度法人後見支援事業	28
	(5) 意思疎通支援事業	29
	(6) 日常生活用具給付等事業	30
	(7) 手話奉仕員養成研修事業	30
	(8) 移動支援事業	31
	(9) 地域活動支援センター機能強化事業	31
2	任意事業	33
	(1) 日常生活支援	33
	①福祉ホーム事業	33
	②訪問入浴サービス事業	33
	③日中一時支援事業	33
	④生活訓練等	34
	(2) 社会参加促進事業	35
	①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	35
	②自動車運転免許取得・改造費助成	35
	③奉仕員養成研修	35
	(3) 就業・就労支援	36
	①更生訓練費給付事業	36

第7章 計画の推進に向けて	37
1 計画の推進体制と評価・管理	37
2 連携・協力の推進	37
3 地域での支援体制の充実	37
4 制度の円滑な実施とサービスの質の確保	37
(1) サービス利用援助の充実	37
(2) サービスの質の確保	38
(3) 利用者負担の軽減策	38
(4) 障害者の権利擁護の推進	38

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に、障害者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法」が施行されました。その目的を達成するにあたって、市町村は、国の基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられました。

本市では、平成18年度から20年度までを第1期、平成21年度から23年度までを第2期、平成24年度から26年度までを第3期として障害福祉計画を策定し、障害者（児）の地域生活を支援するためのサービスの提供体制の充実等について計画的に実施してきました。

その後、国においては、地域社会での共生の実現に向け、障害者（児）の日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進するため、障害者自立支援法を改正し、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を施行しました。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について規定し、障害者（児）の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に施策に取り組むことを法律の基本理念として新たに掲げています。

「第4期加東市障害福祉計画」（以下、「第4期計画」という。）は、障害者総合支援法の基本理念並びに趣旨、これに基づき国が定める基本指針に則して、平成29年度における成果目標並びに障害福祉サービス見込量（活動指標）を新たに定め、障害者の地域移行と地域での安心な生活を保障するための障害福祉サービス等を計画的に充実するために策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

（1）計画の性格

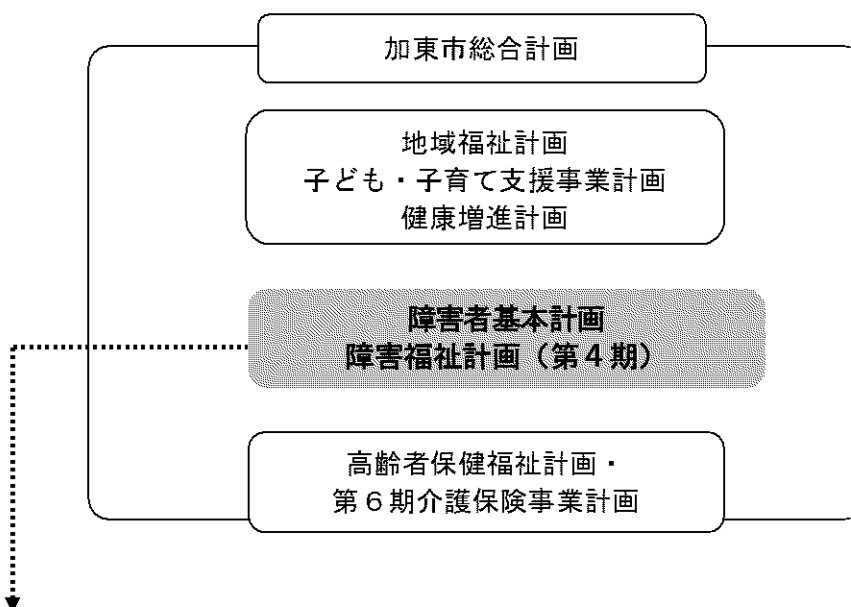
本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制及びその確保方策等を定めた義務計画で、策定にあたっては、国の定める基本指針に即し、本市の実情を反映した計画として策定しています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、下図に示すとおり、加東市総合計画の分野別計画のひとつである「加東市障害者基本計画」（以下、「基本計画」という。）を上位計画とし、基本計画の理念「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を実現するための具体的な実施計画として位置づけられます。

また、「加東市地域福祉計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

【計画等の位置づけ】



【「加東市障害者基本計画」と「加東市障害福祉計画」との関係】

加東市障害者基本計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- ・多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

加東市障害福祉計画

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- ・各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

国の法制度の改正等が生じた場合は、その改正内容に合わせて、必要に応じ見直しを行うものとしします。

また、本計画は、平成29年度中に、成果目標並びに活動指標の達成状況・進行状況について評価を行い、国が新たに示す基本指針に則って内容の見直しを行った上で、平成30年度から3年間の計画である第5期障害福祉計画を策定します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
加 東 市 障 害 者 基 本 計 画					
加東市障害福祉計画（第3期）			加東市障害福祉計画（第4期）		

【参考】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加東市障害者基本計画						加東市障害者基本計画					
加東市障害福祉計画 (第1期)		加東市障害福祉計画 (第2期)		加東市障害福祉計画 (第3期)		加東市障害福祉計画 (第4期)					

第2章 障害のある人の状況

1 身体障害者（児）の状況

（1）年齢別身体障害者手帳所持者数

【身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	39人	38人	38人	40人	42人
18～64歳	435人	433人	440人	425人	392人
65歳以上	1,000人	1,029人	1,044人	1,090人	1,096人
合 計	1,474人	1,500人	1,522人	1,555人	1,530人

（各年度3月31日現在）

（2）身体障害者手帳所持者の等級別構成比

【身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	27.1% (399人)	27.3% (409人)	27.9% (425人)	27.6% (429人)	27.6% (423人)
2級	14.0% (207人)	14.3% (214人)	14.3% (217人)	14.7% (228人)	14.4% (221人)
3級	15.9% (235人)	15.9% (238人)	15.8% (240人)	15.5% (241人)	15.4% (235人)
4級	28.6% (421人)	28.8% (432人)	28.4% (433人)	29.0% (451人)	29.1% (445人)
5級	8.3% (122人)	7.8% (118人)	7.7% (117人)	7.5% (117人)	7.6% (116人)
6級	6.1% (90人)	5.9% (89人)	5.9% (90人)	5.7% (89人)	5.9% (90人)
合 計	1,474人	1,500人	1,522人	1,555人	1,530人

（各年度3月31日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比

【身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比の推移】

	全 体	視覚障害	聴覚障害・ 平衡機能	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
平成 21 年度	1,474 人	5.9% (87 人)	6.2% (91 人)	1.3% (19 人)	64.4% (950 人)	22.2% (327 人)
平成 22 年度	1,500 人	5.8% (87 人)	5.9% (88 人)	1.3% (19 人)	64.8% (972 人)	22.2% (334 人)
平成 23 年度	1,522 人	5.7% (87 人)	5.8% (88 人)	1.1% (17 人)	65.0% (990 人)	22.3% (340 人)
平成 24 年度	1,555 人	5.6% (87 人)	5.8% (90 人)	1.1% (17 人)	65.3% (1,015 人)	22.3% (346 人)
平成 25 年度	1,530 人	5.5% (84 人)	5.6% (86 人)	0.8% (13 人)	65.3% (999 人)	22.7% (348 人)

(各年度3月31日現在)

(4) 身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布

【身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布】

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障害	31 人	22 人	3 人	10 人	14 人	4 人	84 人
聴覚障害・平衡機能	3 人	22 人	11 人	17 人	2 人	31 人	86 人
音声・言語機能障害	1 人	2 人	5 人	5 人	0 人	0 人	13 人
肢体不自由	157 人	168 人	173 人	346 人	100 人	55 人	999 人
内部障害	231 人	7 人	43 人	67 人	0 人	0 人	348 人
合 計	423 人	221 人	235 人	445 人	116 人	90 人	1,530 人

(平成26年3月31日現在)

2 知的障害者（児）の状況

（1）年齢別療育手帳所持者数

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	105人	108人	111人	115人	114人
18～64歳	111人	120人	127人	135人	142人
65歳以上	10人	10人	10人	12人	15人
合 計	226人	238人	248人	262人	271人

（各年度3月31日現在）

（2）療育手帳所持者の障害程度別構成比

【療育手帳所持者の障害程度別構成比の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A	35.4% (80人)	35.3% (84人)	33.1% (82人)	31.3% (82人)	31.4% (85人)
B 1	31.0% (70人)	31.1% (74人)	33.1% (82人)	32.8% (86人)	34.3% (93人)
B 2	33.6% (76人)	33.6% (80人)	33.9% (84人)	35.9% (94人)	34.3% (93人)
合計	226人	238人	248人	262人	271人

（各年度3月31日現在）

3 精神障害者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	1人	1人	0人	0人	0人
18～64歳	131人	134人	144人	147人	145人
65歳以上	33人	43人	52人	54人	59人
合 計	165人	178人	196人	201人	204人

(各年度3月31日現在)

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比

【精神障害者保健福祉手帳所持者等級別構成者の等級別構成比の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	23.0% (38人)	23.0% (41人)	24.0% (47人)	22.4% (45人)	20.6% (42人)
2級	63.0% (104人)	62.4% (111人)	61.2% (120人)	59.2% (119人)	60.8% (124人)
3級	14.0% (23人)	14.6% (26人)	14.8% (29人)	18.4% (37人)	18.6% (38人)
合計	165人	178人	196人	201人	204人

(各年度3月31日現在)

第3章 第3期計画期間におけるサービスの利用状況

1 障害支援（程度）区分の認定及びサービス支給決定の状況

（1）障害支援（程度）区分の認定状況

【障害支援（程度）区分の認定状況（平成26年4月現在）】

（単位：人）

	全 体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全 体	103	4	12	31	20	18	18
身体障害者	26	1	3	1	3	7	11
知的障害者	43	0	3	8	15	10	7
精神障害者	12	1	5	3	2	1	0
障害児	0	0	0	0	0	0	0

（2）サービス支給決定及び受給の状況

【支給決定者数の推移】

（単位：人）

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
全 体	支給決定	181	182	182	184	195	
	受給者	142	146	148	145	156	
身体障害者	支給決定	62	67	72	73	74	
	受給者	55	62	67	64	62	
知的障害者	支給決定	72	69	63	60	66	
	受給者	65	61	56	55	65	
精神障害者	支給決定	27	26	25	28	33	
	受給者	20	20	21	24	27	
障害児	支給決定	20	20	22	23	22	
	受給者	2	3	4	2	2	

【受給者の障害支援（程度）区分（平成26年4月現在）】

（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	全 体	区分なし	合 計
全 体	2	8	16	27	18	30	101	55	156
身体障害者	1	2	6	8	9	23	49	13	62
知的障害者	0	1	8	18	9	7	43	22	65
精神障害者	1	5	2	1	0	0	9	18	27
障害児	0	0	0	0	0	0	0	2	2

※「区分なし」は、障害児、同行援護、訓練等給付（自立訓練、就労系サービス、グループホーム）利用者です。

2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの利用状況】

(単位：人/月、時間/月)

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
全 体	人数	21	24	24	24	22	
	時間	677	865	835	759	662	
居宅介護	人数	17	18	18	17	16	
	時間	189	233	233	253	229	
重度訪問介護	人数	2	2	2	2	1	
	時間	440	571	577	490	402	
行動援護	人数	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	
同行援護	人数	2	4	4	5	5	
	時間	48	61	25	16	31	

(2) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの利用状況】

(単位：人/月、人日/月)

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
全 体	人数	115	117	119	118	130	
	日数	2,149	2,347	2,319	2,438	2,520	
生活介護	人数	67	67	68	66	68	
	日数	1,306	1,417	1,400	1,428	1,401	
自立訓練 (機能訓練)	人数	1	1	3	1	1	
	日数	21	20	31	22	21	
自立訓練 (生活訓練)	人数	2	2	0	0	0	
	日数	31	38	0	0	0	
就労移行支援	人数	3	2	2	3	6	
	日数	59	25	41	67	92	
就労継続支援 A型	人数	12	13	14	13	10	
	日数	194	239	291	291	211	
就労継続支援 B型	人数	30	32	32	35	46	
	日数	538	608	556	630	795	
療養介護	人数	4	4	4	4	4	
	日数	120	124	120	124	120	

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
児童発達支援	人数	0	9	9	10	14	
	日数	0	34	30	39	43	
放課後等デイサービス	人数	0	0	2	0	1	
	日数	0	0	2	0	1	
保育所等訪問支援	人数	0	0	0	0	0	
	日数	0	0	0	0	0	
医療型児童発達支援	人数	4	7	6	10	2	
	日数	16	42	20	55	15	
短期入所	人数	6	8	9	8	7	
	日数	32	65	39	62	58	

(3) 居住系サービス

【居住系サービスの利用状況】

(単位：人/月、人日/月)

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
全 体	人数	69	64	69	68	69	
	日数	1,694	1,813	1,807	1,872	1,787	
施設入所支援	人数	53	52	54	53	53	
	日数	1,466	1,578	1,574	1,623	1,528	
グループホーム	人数	3	3	2	3	16	
	日数	44	50	46	78	259	
ケアホーム	人数	13	9	13	12	—	—
	日数	184	185	187	171	—	—

(4) 相談支援

【計画相談の利用状況】

(単位：人/月)

		平成24年 4月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 10月	平成26年 4月	平成26年 10月
(サービス利用計画作成) 計画相談支援(者)	人数	0	0	0	0	11	
計画相談支援(児)	人数	0	0	0	0	0	
地域移行支援	人数	0	0	0	0	0	
地域定着支援	人数	0	0	0	0	0	

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【地域生活支援事業(必須事業)の実施状況(年間)】

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業【新規】	実施の有無	—	無	有
自発的活動支援事業【新規】	実施の有無	—	有	有
精神障害者ボランティア活動支援事業※	実施か所	1	1	1
相談支援事業	—	—	—	—
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業【新規】	実施の有無	—	無	無
意思疎通支援事業	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣事業【変更】	利用者数	3	3	4
	延べ件数	63	106	130
手話通訳者設置事業【変更】	設置者数	0	0	1
日常生活用具給付等事業	延べ件数	557	637	713
介護訓練支援用具	延べ件数	1	3	9
自立生活支援用具	延べ件数	4	3	1
在宅療養等支援用具	延べ件数	0	6	3
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	7	4	5
排せつ管理支援用具	延べ件数	554	618	694
住宅改修費	延べ件数	0	3	1
手話奉仕員養成研修事業【新規】	講座開催件数	—	2	2
	終了見込み者数	—	10	15
移動支援事業	利用者数	20	16	20
	延べ時間	899.5	953.5	1,000
地域活動支援センター	—	—	—	—
市内	実施か所	5	5	4
	実人数	47	45	42
I型	実施か所	0	0	0
II型	実施か所	0	0	0
III型	実施か所	5	5	4
市外	実施か所	1	2	2
	実人数	2	8	9
I型	実施か所	0	0	0
II型	実施か所	0	1	1
III型	実施か所	1	1	1

※精神障害者ボランティア活動支援事業は、平成24年度までは任意事業。

(2) 任意事業

【地域生活支援事業(任意事業)の実施状況(年間)】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
日常生活支援	—	—	—	—
福祉ホーム事業	実施か所	1	1	1
	実人数	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	2
	延べ回数	109	130	144
日中一時支援事業	—	—	—	—
日中預かり	実人数	5	4	5
	延べ回数	119	106	110
障害児タイムケア事業	実施か所	1	1	1
	実人数	13	16	15
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	0	1
社会参加促進事業	—	—	—	—
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	2	2	2
	参加人数	187	153	180
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	1	0	4
奉仕員養成研修	件数	3	1	1
就業・就労支援	—	—	—	—
更生訓練費給付事業	給付者数	0	0	4

第4章 地域生活または一般就労への移行の数値目標

1 施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、第3期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成29年度における数値目標を設定します。

(1) 第3期計画の成果目標の達成状況

項 目	第3期 目標値	実績 (達成率)	考 え 方
第1期計画策定時入所者数 (A)	48 人	53 人	第3期目標値：平成17年10月1日の入所者43人＋特殊要因として5名
目標年度入所者数 (B)	55 人	53 人 (96.4%)	実績値：平成26年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数 (C)	10 人	10 人 (90.0%)	第1期計画策定時点からの施設入所から地域（グループホーム・ケアホーム等含む）への移行見込み
	20.8%	18.8%	移行割合 (C/A)
【目標値】削減見込み (率)	▲7 人 (▲14.6%)	0 人 (0.0%)	第1期計画策定時点から平成26年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

※第3期計画より、これまで基準値、目標値から除外されていた旧身体障害者更生施設等を算入しています。

(2) 第4期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 施設入所者の地域移行：平成25年度末時点から12%以上移行
- 施設入所者数の削減：平成25年度末時点から4%以上削減

項 目	第4期 目標値	考 え 方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	59 人	平成25年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	55 人	平成29年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	6 人	平成25年度末時点からの施設入所から地域（グループホーム・ケアホーム等含む）への移行見込み
	10.2%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	▲4 人	平成25年度末時点から平成29年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、第3期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成29年度における数値目標を設定します。

(1) 第3期計画の成果目標の達成状況

①一般就労への移行

項 目	第3期 目標値	実績 (達成率)	考 え 方
第1期策定時の年間移行者数	1人	1人	平成17年度の移行実績
現在	1人	2人	
【目標値】平成26年度末時点 の年間移行者数	2人	2人 (100.0%)	実績：平成26年度末時点の移行見込み

②就労移行支援利用者数の増加

項 目	第3期 目標値	実績 (達成率)	考 え 方
平成25年度末利用者	3人	3人	
増加率	100%	—	
【目標値】 平成26年度の利用者数	4人	6人 (150.0%)	

③移行率の高い就労移行支援事業所の増加

市内に就労移行支援事業所がないため、目標値は見込んでいません。

(2) 第4期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 福祉施設から一般就労への移行：平成24年度実績の2倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加：平成25年度末時点から6割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3割以上の事業所が5割以上

①一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
平成24年度末時点の年間移行者数	2人	平成24年度末時点の移行実績
【目標値】平成29年度末時点の年間移行者数	4人	平成24年度実績の2倍以上

②就労移行支援利用者数の増加

項 目	数 値	備 考
平成25年度末利用者	3人	平成24年度末時点の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成29年度末時点の利用者数	6人	平成25年度末時点から6割以上増加

③加東市における障害者の率先雇用

項 目		数 値	備 考
雇用者数 (正規＋非正規)	実績値	10人	平成25年度末時点の雇用者数
	目標値	12人	平成29年度末時点の雇用目標数

④加東市から福祉施設等への優先発注

項 目		数 値		備 考
		件数	金額 (千円)	
福祉施設等との随意契約等による市町事業委託等	実績値	0件	0千円	平成25年度末時点
	目標値	5件	600千円	平成29年度末時点

⑤移行率の高い就労移行支援事業所の増加

市内に就労移行支援事業所がないため、設定方法について兵庫県及び北播磨圏域で調整します。

3 地域生活支援拠点等の整備【新規】

- 地域生活支援拠点の具体的なイメージは、グループホームや利用定員30名程度の小規模な障害者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う施設もしくは、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」などを想定
- 圏域での整備も可能なことから北播磨圏域における他市町村との調整を含め、計画期間内での整備を検討します。

第5章 障害福祉サービスの見込み

本章での障害福祉サービスの利用量については、第3期計画期間中の後半に市内に生活介護及び就労継続支援B型の事業所が新たに開設されたことによる影響を見込みます。その他のサービスについては、サービス提供事業者の参入状況に変化なく、サービス利用状況についても大きな変動がみられないことから、第3期計画期間中における利用実績と、今後の事業者の意向を踏まえ見込量を設定しています。

1 訪問系サービス

(1) 訪問系サービスの見込み

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

<居宅介護>

障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人又は重度の知的・精神障害者で行動障害がある人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動の補助を行います。

<同行援護>

重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。(平成23年10月創設)

<行動援護>

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障害者等包括支援>

障害支援区分6(児童については区分3相当)で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

【サービス見込み量】

(単位：人/月、時間/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	24	24	22	25	25	25
	利用時間	794.2	744.8	419.7	728	728	723
3期計画見込み量	利用者数	21	23	25			
	利用時間	830.0	870.0	880.0			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

2 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービスの見込み

①生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
生活介護	利用者数	68(20)	67(20)	68(19)	75	81	82
	利用日数	1,350	1,356	1,378	1,575	1,701	1,722
3期計画見込み量	利用者数	65(16)	68(17)	70(18)			
	利用日数	1,254	1,312	1,351			

※()内の数値は、利用者数のうち通所者の人数を示しています。

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

＜機能訓練＞

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜生活訓練＞

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

（単位：人/月、人日/月）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
機能訓練	利用者数	2	2	1	1	1	1
	利用日数	20	21	21	21	21	21
生活訓練	利用者数	2	0	0	0	0	0
	利用日数	33	0	0	0	0	0
機能訓練 3期計画見込み量	利用者数	2	2	2			
	利用日数	36	36	36			
生活訓練 3期計画見込み量	利用者数	2	2	2			
	利用日数	40	40	40			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

③就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス見込み量】

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労移行支援	利用者数	3	3	6	6	5	6
	利用日数	40	56	96	96	80	96
3期計画見込み量	利用者数	3	4	4			
	利用日数	60	80	80			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

④就労継続支援（A型・B型）

<A型>

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<B型>

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労継続支援A型	利用者数	12	14	10	13	13	13
	利用日数	226	283	202	234	234	234
就労継続支援B型	利用者数	32(1)	35(1)	50(1)	54	58	61
	利用日数	545	565	842	972	1,044	1,098
就労継続支援A型 3期計画見込み量	利用者数	12	13	13			
	利用日数	216	234	234			
就労継続支援B型 3期計画見込み量	利用者数	29(1)	30(1)	31(1)			
	利用日数	522	540	558			

※()内の数値は、利用者数のうち入所者の人数を示しています。

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

⑤療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をとまなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量】

(単位：人/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
療養介護	利用者数	4	4	4	4	4	4
3期計画見込み量	利用者数	4	4	4			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

⑥短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
短期入所	利用者数	8	9	8	7	7	7
	利用日数	47	56	58	47	47	47
3期計画見込み量	利用者数	9	12	15			
	利用日数	45	60	75			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

3 障害児支援サービス

(1) 障害児支援サービスの見込み

<児童発達支援>

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

<放課後等デイサービス>

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

<保育所等訪問支援>

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。

<医療型児童発達支援>

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【サービス見込み量】

(単位：人/月、人日/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	利用者数	9	11	16	12	13	12
	利用日数	26	35	56	42	46	42
放課後等デイサービス	利用者数	1	1	1	4	4	3
	利用日数	2	2	1	8	8	6
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	1	2	2
	利用日数	0	0	0	1	2	2
医療型児童発達支援	利用者数	7	8	5	7	7	7
	利用日数	33	35	25	34	34	34
児童発達支援 3期計画見込み量	利用者数	10	12	15			
	利用日数	35	40	45			
放課後等デイサービス 3期計画見込み量	利用者数	0	1	1			
	利用日数	0	3	3			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※保育所等訪問支援及び医療型児童発達支援については、第3期計画にサービス見込み量の設定がありません。

4 居住系サービス

(1) 居住系サービスの見込み

①共同生活援助

<共同生活援助（グループホーム）>

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

<共同生活介護（ケアホーム）>

生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害支援区分2以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

※平成26年4月1日の制度改正により共同生活援助に統合されました。

【サービス見込み量】

（単位：人/月）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助（GH）	利用者数	3	3	16	25	25	25
共同生活介護（CH）	利用者数	12	13	—	—	—	—
共同生活援助（GH） 3期計画見込み量	利用者数	4	4	4			
共同生活介護（CH） 3期計画見込み量	利用者数	7	7	7			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

②施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

(単位：人/月)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標数値対象	利用者数	52	53	53	54	55	55
目標数値対象外	利用者数	1	1	0	—	—	—
合 計	利用者数	53	54	53	54	55	55
目標数値対象 3期計画見込み量	利用者数	55	55	55			
目標数値対象外 3期計画見込み量	利用者数	1	1	1			
合 計 3期計画見込み量	利用者数	56	56	56			

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※目標数値対象外利用者とは、平成24年度の児童福祉法改正により地域移行における目標数値の対象としない18歳以上の児童施設入所者です。

5 相談支援

(1) 相談支援の見込み

①相談支援

<計画相談支援>

市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。

<地域移行支援>

障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<地域定着支援>

居家で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込み量】

【単位：人/月】

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
(サービス利用計画作成)	利用者数	0	1	6	14	16	16
計画相談支援							
地域移行支援	利用者数	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	利用者数	10	25	40			
3期計画見込み量							
地域移行支援	利用者数	1	2	2			
3期計画見込み量							
地域定着支援	利用者数	3	4	4			
3期計画見込み量							

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

第6章 地域生活支援事業の見込み

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

<精神障害者ボランティア活動支援事業>

精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。

【サービスの実施計画】

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	無	無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	—	有	有	有	有	有
精神障害者ボランティア活動支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1

※平成25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※精神障害者ボランティア活動支援事業は、平成24年度までは任意事業。

(3) 相談支援事業〔障害者(児)相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〕

＜障害者(児)相談支援事業＞

3 障害（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

＜基幹相談支援センター＞

3 障害（身体・知的・精神）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行います。

＜住宅入居等支援事業（居住サポート事業）＞

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

【サービスの実施計画】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
障害者(児)相談支援事業	実施か所	1	1	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

(4) 成年後見制度

①成年後見制度利用支援事業

障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守り、支援する制度の利用のための支援を行います。

②成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【サービスの実施計画】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	利用者数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	3	3	4	6	6	6
	延べ件数	63	106	120	100	100	100
手話通訳者派遣事業	利用者数	3	3	3	4	4	4
	延べ件数	63	106	110	80	80	80
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	1	2	2	2
	延べ件数	0	0	10	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	1	1	1	1
設置通訳者通訳件数	延べ件数	-	-	690	600	500	500

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度障害者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
日常生活用具給付等事業	延べ件数	566	637	713	759	809	859
介護訓練支援用具	延べ件数	1	3	9	3	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	4	3	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	延べ件数	0	6	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	7	4	5	5	5	5
排せつ管理支援用具	延べ件数	554	618	694	744	794	844
住宅改修費	延べ件数	0	3	1	1	1	1

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【サービス見込み量及び確保策】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
手話奉仕員養成研修事業	講座数	-	2	2	2	2	2
	修了者数	-	10	15	15	15	15

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

(8) 移動支援事業

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
移動支援事業	利用者数	20	16	20	20	20	20
	延べ時間	899.5	953.5	1,000	1,000	1,000	1,000

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

<Ⅰ型>

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

<Ⅱ型>

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

<Ⅲ型>

利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
内 訳	地域活動支援センター (全 体)	実施か所	6	7	6	6	6
		実人数	49	53	51	55	57
	I 型	実施か所	0	0	0	0	0
	II 型	実施か所	0	1	1	1	1
	III 型	実施か所	6	6	5	5	5
	市 内	実施か所	5	5	4	4	4
		実人数	47	45	42	45	45
	I 型	実施か所	0	0	0	0	0
	II 型	実施か所	0	0	0	0	0
	III 型	実施か所	5	5	4	4	4
市 外	市 外	実施か所	1	2	2	2	2
		実人数	2	8	9	10	12
	I 型	実施か所	0	0	0	0	0
	II 型	実施か所	0	1	1	1	1
	III 型	実施か所	1	1	1	1	1

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

2 任意事業

(1) 日常生活支援

①福祉ホーム事業

常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが家庭環境等の事由で住居の確保が困難な方に居室を提供する事業所の運営の補助を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
福祉ホーム事業	事業所数	1	1	1	1	1	1

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

②訪問入浴サービス事業

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	2	2	2	2
	延べ回数	109	130	144	144	144	144

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

③日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
日中預かり	実人数	5	4	5	5	5	5
	延べ回数	119	106	110	110	110	110
障害児タイムケア	実施か所	1	1	1	1	1	1
	実人数	13	16	15	14	7	7

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

※障害児タイムケア事業…身体障害者手帳及び療育手帳を所持する障害児を対象に、放課後及び長期休業中の日中の活動の場を確保する事業

④生活訓練等

＜精神障害者デイケア事業＞

回復途上にある精神障害者に対して、家族及び社会生活について望ましい適応性を保てるように配慮し、レクリエーションや創作活動を通して社会性を養い、仲間づくりの場となり、地域での生活をより豊かに過ごすための事業を行います。

＜知的障害者本人活動支援事業＞

知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動の支援を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	0	1	1	1	1

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

(2) 社会参加促進事業

①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者団体等が開催するスポーツ教室やレクリエーション事業に対する支援を行います。

②自動車運転免許取得・改造費助成

身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）の改造費の一部の助成を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催回数	2	2	2	2	2	2
	参加人数	187	153	180	180	180	180
自動車運転免許取得 ・改造費助成	件数	1	0	4	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

③奉仕員養成研修

中途失聴者や難聴者のために話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者（要約筆記奉仕員）を養成します。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
要約筆記者養成研修 事業	講座数	3	1	1	1	1	1
	修了者数	16	1	4	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

※平成24年度は手話通訳者、手話奉仕員の養成講座を含みます。

(3) 就業・就労支援

①更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害のある人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を行います。

【サービス見込み量】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
更生訓練費給付事業	給付者数	0	0	4	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては、福祉部社会福祉課が主体となり、関係機関・団体、市民などと連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、学識経験者、障害者団体、障害福祉サービス事業者、地域の福祉関係者、行政職員等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画並びに障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進について定期的に評価・検証を行います。

2 連携・協力の推進

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、障害者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

3 地域での支援体制の充実

地域づくり、まちづくりにとって重要なことは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、それを支えていくのは、その地域に暮らすすべての住民です。

日頃から家庭や地域において声かけやあいさつ、地域行事や地域での福祉活動などへの住民の参加・参画を促進するとともに、民生委員・児童委員など地域の福祉団体・関係機関との連携のもと、見守りをはじめ、災害時の要援護者に対する支援体制の整備など、地域での助け合い・支え合いに基づく取組みの充実を図ります。

4 制度の円滑な実施とサービスの質の確保

(1) サービス利用援助の充実

障害者が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、各種の制度を障害者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

（２）サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう指導・監督を行い、サービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活介護、共同生活援助、障害児支援サービス等）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、県が実施する養成研修への受講促進などを事業者に働きかけます。

障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

（３）利用者負担の軽減策

障害者が安心して福祉サービスを利用できるよう、国の利用者負担軽減対策を踏まえつつ、市独自の低所得のサービス利用者に対する負担額の軽減措置に取り組みます。

（４）障害者の権利擁護の推進

障害者の地域での自立生活を支えるため、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、財産の保全管理や各種申請など、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の推進を図ります。また、障害福祉サービス等全般に関する苦情に円滑に対応していくため、苦情解決の仕組みを整備するとともに、周知に努めます。

一方、平成23年（2011年）6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、障害者の虐待防止のための取組みを推進するとともに、市民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応を図るためのネットワークの形成を図ります。